

鳥取県体験の機会の際の認定手続きマニュアル

目 次

1	「体験の機会の際」の認定制度について	1
2	申請者の要件について	1
3	認定要件について	2
4	申請に係る提出書類及び提出先等について	2
5	審査方法について	4
6	認定通知等について	4
7	認定の有効期間について	4
8	認定の表示について	4
9	変更及び廃止の手続きについて	4
10	有効期間の更新について	4
11	運営の状況報告等について	5
12	周知等について	5
13	認定の取消しについて	5
14	様式集	6

1 「体験の機会の場」の認定制度について

平成 23 年 6 月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」として改正され、新たに都道府県知事による「体験の機会の場」の認定制度が導入され、平成 24 年 10 月 1 日から施行されました。

〈「体験の機会の場」とは〉

自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場のこと。〔法第 20 条第 1 項〕

〈「体験の機会の場」の例〉

- 豊かな自然環境において生物と触れ合う機会を設ける自然体験活動
- 資源リサイクルや省エネルギー・自然エネルギーなどの環境保全に係る事業者の取組の体験活動等

※次の考え方を取り入れたものを想定しています。

- ・自然環境や事業活動を題材として、自ら考え、実際に行動をし、学習する機会を提供するものであること。
- ・参加者同士又は解説員との双方向コミュニケーションを通じて、環境保全に関する気付きを促すものであること。
- ・参加者同士又は実施者と協働するプロセスを含むものであること。

〈関係法令について〉

- 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成 15 年法律第 130 号。以下「法」という。）
- 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則」（平成 24 年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 2 号。以下「省令」という。）
- 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（平成 24 年 6 月 26 日閣議決定。以下「基本方針」という。）

2 申請者の要件について

土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（個人、民間団体等に限る。）とします。〔法第 20 条第 1 項〕

土地又は建物については、当該土地又は建物の全てが鳥取県内に所在している場合限り、2 以上の都府県にわたる場合は、国で認定を行います。〔法第 20 条の 8〕

なお、申請時に、直近の 3 事業年度における事業の実績を記載した書類の添付が必要であり、申請に当たっては、3 事業年度の実績が必要となります。（「4 申請に係る提出書類及び提出先等について」参照）

また、次のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができません。〔法第 20 条第 4 項〕

- ア 法第 20 条の 6 第 1 項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者（「13 認定の取消しについて」参照）
- イ 法人その他の団体であつて、その役員（法人でない団体にあつては、その代表者）のうち上記アに該当する者があるもの

3 認定要件について

当該体験の機会のある場で行われる事業の内容等が以下（1）～（4）のいずれの要件にも適合していることが必要です。〔法第 20 条第 1 項〕

- （1）基本方針に照らして適切なものであること。
- （2）平成 26 年 4 月以降の申請の場合は、鳥取県環境教育等行動計画（平成 26 年 3 月策定予定）に照らして適切なものであること。
- （3）当該体験の機会のある場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容が以下の基準に適合するものであること。〔省令第 8 条第 1 項〕
 - ア 環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。
 - イ 適切な計画が定められていること。
 - ウ 認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。
 - エ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - オ 利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。
 - カ 認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業に 3 年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。
- （4）認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること。〔省令第 8 条第 2 項〕

4 申請に係る提出書類及び提出先等について

（1）提出書類

- ア 体験の機会のある場の認定申請書（様式第 1 号〈省令様式第 7 号〉）〔法第 20 条第 3 項、省令第 9 条第 1 項〕
- イ 添付書類〔省令第 9 条第 2 項〕
 - 以下の書類を添付してください。
 - なお、公的機関が発行する証明書を添付する場合は、発行日から 3 ヶ月を経過しないものを添付してください。
 - また、参考様式を示しておりますので、御利用ください。

番号	添付書類	参考様式
1	申請者が個人である場合は、住民票の写し	—
2	申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	—
3	申請者が法第 20 条第 4 項各号に規定する欠格条項に該当しないこと等を説明した書面	・参考様式・別紙 1 「申出書」
4	直近の 3 事業年度の各事業年度における認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業の実績を記載した書類	・参考様式・別紙 2 「直近 3 事業年度の事業実績」
5	申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書	・参考様式・別紙 3 「○年度事業計画書」 ・参考様式・別紙 4 「○年度収支予算書」
6	認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類	・参考様式・別紙 5 「安全確保を図るための措置に関する事項」
7	認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類	・参考様式・別紙 6 「体験の機会の中の事業従事者の確保状況及び業務の実施体制」
8	認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類	・参考様式・別紙 3 「平成年度事業計画書」
9	認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの	—
10	認定の申請に係る体験の機会において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者等の同意書	・参考様式・別紙 7 「同意書」
11	その他参考となるべき事項を記載した書類	—

(2) 提出・お問い合わせ先

鳥取県 生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当

所在地：〒680-8570

鳥取市東町1丁目220番地

電話：0857-26-7205（直通）

ファクシミリ：0857-26-8194

5 審査方法について

認定にあたっては、申請書による書類審査や、必要に応じて現時調査を実施し、あらかじめ県教育委員会に協議します。〔法第20条第5項〕

なお、追加資料等の提出を求めることもありますので、御承知ください。

6 認定通知等について

申請書類が認定要件に適合すると認められるときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知します。（様式第2号）〔法第20条第6項〕

認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業の内容等が、認定要件に適合しない場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知します。（様式第3号）〔法第20条第7項〕

7 認定の有効期間について

認定の有効期間は、申請に係る事業計画及び安全確保措置等の内容を勘案して、当該認定の日から起算して5年を超えない範囲内において定め、上記6の認定通知に併せて通知します。〔法第20条の2第1項〕

8 認定の表示について

認定を受けた者は、当該土地又は建物が認定された体験の機会のある場であることを表示することができます。〔法20条の3第2項〕

9 変更及び廃止の手続きについて

認定を受けた者は、認定を受けた体験の機会のある場で行う事業の内容等を変更したとき又はその提供を行わなくなったときは、以下のとおり、事実の発生から30日以内に届出書を提出してください。〔法第20条第8項、省令第10条〕

〈変更の場合〉

認定体験の機会のある場変更届出書（様式第4号〈省令様式第8号〉）

〈廃止の場合〉

認定体験の機会のある場廃止届出書（様式第5号〈省令様式第9号〉）

10 有効期間の更新について

認定を受けた者が有効期間の更新を受けようとする場合は、有効期間の満了する日の30日前までに、次の書類を提出してください。〔法第20条の2第2項、省令第11条〕

ア 認定体験の機会のある場更新申請書（様式第6号〈省令様式第10号〉）

イ 認定申請書に添付が必要な書類（4（1）イに記載する書類）

1.1 運営の状況報告等について

認定を受けた者は、次に掲げる事項を記載した報告書を、毎年度、4月30日まで（認定を受けた体験の機会の場の提供を行わなくなったときは当該日より30日以内。）に提出してください。〔法第20条の4第1項及び省令第12条〕

- ア 前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業の実施の状況
- イ 上記アの事業に係る収支決算

なお、上記ア、イに掲げる事項については、前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業が年度を超えて行われる場合等、年度ごとの実施の状況及び収支決算の報告が困難であるときは、当該事業終了後30日以内に報告してください。

上記のほかに、県は、認定を受けた者に対して、認定を受けた体験の機会の場の提供の適正な実施を確保するために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言をします。〔法第20条の4第2項〕

また、認定に係る事業の実施において、参加者等に事故があった場合は、認定を受けた者は、直ちに県へ報告してください。

報告に当たっては、参考様式を示しておりますので、御利用ください。

- ・運営状況報告書（参考様式第7号）
- ・体験の機会の場参加者等事故報告書（参考様式第8号）

1.2 周知等について

県は、認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、当該事業について周知します。〔法20条の3第1項〕

1.3 認定の取消しについて

認定を受けた体験の機会の場で行う事業の内容等について、次のいずれかに該当する場合には、認定を取消し、その理由を示して、その旨を当該認定の取消しを受けた者に通知します。（様式第9号）〔法第20条の6第1項、同条第2項〕

- ア 認定を受けた体験の機会の場で行う事業の内容等が、認定要件（「3 認定要件について」参照）に適合しなくなったとき。
- イ 認定を受けた体験の機会の場で行う事業の内容等を、変更したとき又はその提供を行わなくなったときに、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。（「9 変更及び廃止の手続きについて」参照）
- ウ 認定を受けた体験の機会の場で行う事業の内容等について報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。（「1.1 運営の状況報告等について」参照）
- エ 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

14 様式集

参考様式は規定の様式ではなく、参考としてお示しするものです。

様式第1号（省令様式第7）	体験の機会の際の認定申請書
様式第2号	体験の機会の際の認定通知書
様式第3号	体験の機会の際の不認定通知書
様式第4号（省令様式第8）	認定体験の機会の際変更届出書
様式第5号（省令様式第9）	認定体験の機会の際廃止届出書
様式第6号（省令様式第10）	認定体験の機会の際更新申請書
参考様式第7号	運営状況報告書
参考様式第8号	体験の機会の際参加者等事故報告書
様式第9号	体験の機会の際の認定取消通知書
参考様式・別紙1	申出書
参考様式・別紙2	直近3事業年度の事業実績
参考様式・別紙3	○年度事業計画書
参考様式・別紙4	○年度収支予算書
参考様式・別紙5	安全確保を図るための措置に関する事項
参考様式・別紙6	体験の機会の際の事業従事者の確保状況及び業務の実施体制
参考様式・別紙7	同意書